

## 新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画の改定について

### 1. 計画改定の趣旨

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするため、政府、都道府県及び市町村はそれぞれ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき行動計画を策定することとされている。
- ・ 行動計画は、発生した感染症の特性を踏まえ様々な状況で対応できるよう対策の選択肢等を示すもので、市行動計画は平成27年2月に策定。その後、平成29年1月の中核市移行に伴い、前年（28年）12月の改定で保健所の役割を追加している。
- ・ 今般、新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備を踏まえ、先行して改定された政府及び県の行動計画に準じ、市行動計画を全面改定したもの。

### 2. 今回改定に係る主な変更内容（改定日：令和8年2月26日）

項目	現行計画	今回改定
(1)対象疾患	新型インフルエンザがメイン	呼吸器感染症に幅広く対応
(2)段階	<b>【発生段階】</b> 未発生期 →海外発生期 →国内発生期 →国内感染期 →小康期	<b>【対策段階】</b> 準備期 →初動期 →対応期
(3)対策項目	7項目	12項目に拡充
	① 実施体制 ② サーベイランス・情報収集 ③ 情報提供・共有 ④ まん延防止に関する措置 ⑤ 予防接種 ⑥ 医療 ⑦ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置	① 実施体制 ② 情報収集・分析 ③ サーベイランス ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤ まん延防止 ⑥ ワクチン ⑦ 医療 ⑧ 治療薬・治療法 ⑨ 検査 ⑩ 保健 ⑪ 物資 ⑫ 市民生活及び地域経済の安定の確保
(4)計画の構成	発生段階を基本軸とし、各対策項目の取組を記載	対策項目を基本軸とし、各対策段階の取組を記載
(5)平時の備え	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
(6)長期化等への対応	（比較的短期の終息を前提）	リスク評価等に応じ対策を機動的に切替

### 3. 検討の経過

令和6年 7月	政府行動計画の改定
7年 4月	県行動計画の改定
8月 25日	新型インフルエンザ等対策行動計画検討部会（第1回） ※特措法に基づき、感染症等の有識者から意見聴取 ※地域保健医療対策協議会に部会を設置
9～11月	検討部会委員からの意見募集 庁内、関係機関からの意見募集 県との協議
11月 21日	検討部会（第2回）
12月 16日	市議会（民生環境協議会） ※改定原案の説明 パブリックコメントの実施（～令和8年1月14日）
8年 2月 26日	庁議報告、計画改定
3月 19日	地域保健医療対策協議会 ※改定報告

### 4. 今後の予定

8年 4月	市議会（民生環境協議会）※改定報告 県知事へ報告
-------	-----------------------------

以上